

徳島県議会の議員及び徳島県知事の選挙における自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年七月十二日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県条例第二十九号

徳島県議会の議員及び徳島県知事の選挙における自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例

徳島県議会の議員及び徳島県知事の選挙における自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例（平成五年徳島県条例第十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二号イ中「一万五千八百円」を「一万六千円」に改め、同号ロ中「七千五百六十円」を「七千七百円」に改める。

第五条第一号中「七円五十一銭」を「七円七十三銭」に改め、同条第二号中「三十七万五千五百円と五円二銭」を「三十八万六千五百円と五円十八銭」に改める。

第六条第一号中「五百二十五円六銭」を「五百四十一円三十一銭」に、「三十一万五百円」を「三十一万六千二百五十円」に改め、同条第二号中「二十七円五十銭」を「二十八円三十五銭」に、「五十七万三千三十円」を「五十八万六千九百五十円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の徳島県議会の議員及び徳島県知事の選挙における自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用する。